

第 110 号 議 案

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(長崎県行政手続条例の一部改正)

第 1 条 長崎県行政手続条例（平成 7 年長崎県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式) 第 15 条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に</u>	(聴聞の通知の方式) 第 15 条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>

掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

（続行期日の指定）

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とある

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

（続行期日の指定）

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28

のは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。	条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。
--	--

(遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例の一部改正)

第2条 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(海水浴場開設者の事故防止措置) 第6条 第3条第1項の規定による届出又は前条の規定による通知をした者（以下「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は当該通知に係る海水浴場における水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) <u>遊泳場の遵守事項について、海水浴場内の見やすい場所への看板の掲示その他の適切な方法により周知し、又は放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。</u> (3)～(5) 略 2 略 (プレジャーボート提供者等の事故防止措置) 第13条 第11条第1項の規定による届出又は前条第2項の規定による通知をしたプレジャーボート提供業を行う者（以下「プレジャーボート提供者」という。）及びマリーナ業を行う者（以下「マリーナ業者」という。）は、水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。	(海水浴場開設者の事故防止措置) 第6条 第3条第1項の規定による届出又は前条の規定による通知をした者（以下「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は当該通知に係る海水浴場における水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) <u>海水浴場内の見やすい場所に遊泳場の遵守事項を記載した看板を掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。</u> (3)～(5) 略 2 略 (プレジャーボート提供者等の事故防止措置) 第13条 第11条第1項の規定による届出又は前条第2項の規定による通知をしたプレジャーボート提供業を行う者（以下「プレジャーボート提供者」という。）及びマリーナ業を行う者（以下「マリーナ業者」という。）は、水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。

(1) 第15条に規定するプレジャーボート利用上の遵守事項について、事業所の見やすい場所への看板の掲示その他の適切な方法により周知し、これをプレジャーボート利用者（プレジャーボート提供業者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者又はマリナー業者が係留し、若しくは保管するプレジャーボートを航行させる者をいう。以下同じ。）に遵守させること。 (2)～(4) 略 2 ～ 5 略 （潜水案内業者の事故防止措置） 第14条 略 2 ガイドダイバーの案内で潜水者を潜水させるときは、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 潜水上の遵守事項について、潜水者を案内する船舶又は事業場の見やすい場所への看板の掲示その他の適切な方法により周知し、これを潜水者に遵守させること。 (4)～(9) 略 3 略	(1) 事業所の見やすい場所に第15条に規定するプレジャーボート利用上の遵守事項を記載した看板を掲示し、これをプレジャーボート利用者（プレジャーボート提供業者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者又はマリナー業者が係留し、若しくは保管するプレジャーボートを航行させる者をいう。以下同じ。）に遵守させること。 (2)～(4) 略 2 ～ 5 略 （潜水案内業者の事故防止措置） 第14条 略 2 ガイドダイバーの案内で潜水者を潜水させるときは、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 事業場又は潜水者を案内する船舶の見やすい場所に潜水上の遵守事項を記載した看板を掲示し、これを潜水者に遵守させること。 (4)～(9) 略 3 略
--	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の長崎県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

情報通信技術の効果的な活用を図るため、書面掲示等アナログ的な手法を前提とする規制を見直すことに伴い、関係条例の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。